

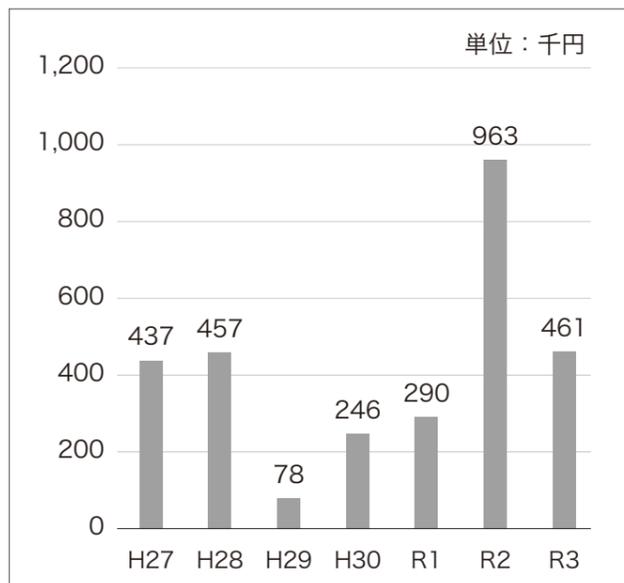
鳥獣被害を食い止めろ!



近年の被害状況

近年、県内において、住宅地付近での有害鳥獣の目撃が増加し、農作物への被害も発生しています。舟形町においても、令和3年度は前年と比べて減少したものの、依然として被害が発生している状態となっています。【表1】イノシシをはじめとする有害鳥獣からの被害を防止するためには、有害鳥獣を呼び寄せてしまう原因を取りのぞくことが重要になります。

【表1】年度別被害額の推移



有害鳥獣への対策

有害鳥獣による被害箇所の共通点として、安全にエサを確保できる状態となっていることが挙げられます。イノシシなどの有害鳥獣は「安全なこと・エサがあること」の2つの条件が揃っている場所を常に探しています。一度そのように認識されると、その場所に執着されるようになり、被害が続くこととなります。

町では地域全体で①有害鳥獣を近づかせないための「環境整備」、②農地周辺に入らせないための電気柵などの設置による「被害防除」、③被害をおよぼす個体の「捕獲」といった3つの対策を基本的な取組みとしています。

有害鳥獣被害対策の考え方

安全でエサがある場所だと思わせないように環境づくりが大切。



農地周辺の耕作放棄地や山際の藪など彼らにとって「安全な隠れ家」になるような場所を作らないようにしましょう。

未収穫の果樹や放置された野菜などは、野生鳥獣の「ご馳走」です。これらを適切に処理することが大切です。

電気柵設置研修会を行いました

8月17日、ホーヤ沢地区で講師を招き電気柵の設置研修会を開催しました。実際に電気柵の設置作業を行い、支柱の設置位置や電線の高さなどについて、効果的な電気柵を設置するための実技指導がありました。また、雑草などに電線が触れることによる漏電で効果が弱まってしまうことや、有害鳥獣の習性も交えての詳細な指導により、充実した説明会となりました。令和4年度は野地区、ホーヤ沢地区であわせて4,300mの電気柵を導入しています。



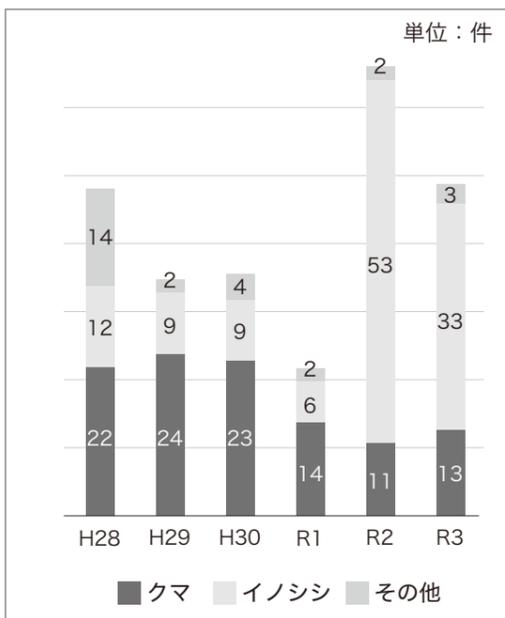
町で実施している電気柵支援事業

【鳥獣被害防止総合対策事業】
補助率 定額
(電線1mにつき148円)
受益戸数 3戸以上
受益面積 1ha以上

【舟形町有害鳥獣被害軽減モデル事業】
補助率 1/2以内
(上限10万円)
町が開催する安全講習会への参加が必要です。



鳥獣目撃件数推移



令和4年度鳥獣対策担当よりひょうたん

令和4年度は例年実施してきた被害防除および有害捕獲をより一層推進していくとともに、地域内での話し合いの場の設立に力を入れていきたいと考えています。集落点検を行い、情報の共有や、鳥獣の生態などについての研修会により、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進していきます。

鳥獣を目撃した際や被害対策について、不安なこと、不明なことがある方はお気軽に舟形町農業振興課までお問い合わせください。

▼問い合わせ

舟形町農業振興課農業振興係 ☎(32)0947